

ます。

このため、御指摘がありました、文科省としても、平成二十八年度の税制改正要望におきまして、公益法人や学校法人等が実施する奨学金貸与事業におきまして、是非印紙税を非課税とするよう要望してまいりたいと考えております。

国会、与野党のお力をいただきながら、今後さらに、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないよう、学生等の経済的負担の軽減に更に取り組んでまいりたいと思っております。

○齋藤嘉隆君 ありがとうございます。是非、これは子供たちのためにということをお願いしたい。今回の概算要求を見させていただいても、有利子から無利子へという流れが明確になっている、ここは本当に率直に評価をさせていただきたいというように思います。

ただ、給付型ということになるとやはりかなりハードルが高いので、私はかねがね、奨学金の構造的な課題がゆえに、そのところはなかなか現状のままでは難しいというように思っていますけれども、教育費の負担の軽減こそが私はある意味で最大の成長戦略だということも思っておりますので、是非、大臣始め文科省の皆さんにも御努力をいただきたいというように思います。

もうあと二分ですので、最後に一問だけ、大阪

の学テの問題について一問だけさせていただきますと思います。

大阪で学力テスト、今年度の結果を来春の高校入試に使っていく。要するに、学テの結果によって、それぞれの学校の得点に応じて、いわゆる内申点というか評定の数字をいじって、それで調整をする、それを入試に直接活用していくという、もうとんでもない、とんでもないことが画策をされていて、文科省としてこのことについて今年に限り渋々承諾をしたというようなことを聞き及んでおります。

私は、もうこれ許すべきではないし、本来の学テの趣旨からいって著しく逸脱をしていると思いますが、この件について今後どうしていくのか、来年度以降どうしていくのか、このことについて最後にコメントをいただきたいと思っております。

○国務大臣（下村博文君） 御指摘のように、大阪府の教育委員会が高等学校入学選抜に係る資料として全国学力調査の結果を用いることについて、文科省としては、専門家会議の見解も踏まえ、調査の趣旨に反するため認められないというふうに判断をしております。

ただし、平成二十八年度につきましては、今年度の調査について過去にあったような過剰な対策で学校教育がゆがめられるような事態や不平等はなく適切に実施されたこと、また、各学校では既

に府教委が決定したルールに基づく準備が進められていることなどを考慮しまして、学校現場における混乱を避けるため、例外としてやむなく判断をする、認めるというふうにいたしました。平成二十九年度以降については認められないという旨を明確に伝えておりまして、このことは守っていただきたいと思っております。

大阪府教育委員会は高校入試における調査書のいわゆる絶対評価の公正性を担保するために全国学力調査を用いることとしておりますが、その点については、今月三十日に開催する各都道府県の高校入試の担当者会議におきまして、各都道府県における学力調査を用いない取組に係る情報を共有、交換することとしておりますので、大阪府教委においてはそれを参考とすることができるといふふうに考えております。

○齋藤嘉隆君 絶対評価と相対評価を比較すると、学校ごとのばらつきが大きいのは相対評価なんです、むしろ。こういう基本的なことでさえ分かっていないこの大阪府の対応の仕方、これについては厳しく対応していただきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○神本美恵子君 おはようございます。民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

時間が限られておりますので、早速質問に入らせていただきます。

まず、六月に文部科学省が出されました「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」という通知について伺いたいと思います。

この通知というのは、各大学が新たな中期目標・中期計画を作る、それに当たったの通知だということに承知しております。この通知の中で、各大学の強み、特色、社会的役割を踏まえた速やかな組織改革をとということで、特に教員養成系学部・大学院、人文社会科学系学部・大学院について、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めるといふふうに通知されてございます。

この中にある社会的要請とはそもそも何なのか、それを誰が決めるのか、決めるのは大学なのか文科省なのかという疑問もありますが、そこについてはまあいいんですけれども、国立大学の運営費交付金の配分権を文科省が握っております。これは国立大学が法人化された折にそういうふうになっておりますけれども、この間、先般も、要請という形で大学に国旗・国歌を導入するようというふうなことが要請されたり、今回のこういう通知という形で大学の自治あるいは学部の改廃というふうなことにまで出していることに対して、国大協とか日本学術会議もこれは非常に大きな問題があるというふうな批判の声が上がっておりますけれども、この通知は私は取り消すべきだ

と思いますけれども、いかがでしょうか、大臣。

○国務大臣（下村博文君） 六月のこの通知は、来年度から国立大学の第三期中期目標・中期計画期間が始まるため、目標、計画の策定に向けて発出したものであります。そこでは組織の見直しを取り上げておりますが、これは、国立大学は社会の大きな変化に柔軟に対応する自己改革が必要であるというふうに考えているためであります。特に、社会が急速に変化する中で、新時代に適応する真の学ぶ力を育むためには大学教育の質の転換を図る必要があると思います。そのためにどういう教育を行い、学生をどう鍛えるか、組織は今のままでよいのか、大学自らが見直しを行っていたきたいという趣旨であります。

文科省の考えは、国立大学に人文社会科学系などの学問が不要というものではなくて、また、すぐに役立つ実学のみを重視するというものでもありません。通知におきまして特に教員養成系と人文社会科学系を取り上げているのは、まず教員養成系は、既に教員養成を目的としない新課程の廃止を方針としておりまして、本来の学部の設置目的である教員養成の質の向上が課題であるということと、それから人文社会科学系は、養成する人材像の明確化と、それを踏まえた教育課程に基づく組織となつていくのが課題であること、こういう観点から、国立大学に対する社会の要請に答え、

いまだ答えのない課題に向き合う力とか、また、先の予測が困難な時代に対してしっかりと生きたる力、こういうものを学生に身に付けさせるためには、大学教育の質の転換が求められている中で改善の余地が非常に大きいというふうに考えているためであります。

新時代に求められる能力も、この専門科目だけでなく、もつと幅広いリベラルアーツ等も通じて育むことが必要であり、今の特に文科系はタコつぼ化になってしまっている部分があるのではないかとこのように考えております。特に、今までもこの新時代のニーズとそれから各大学が培ってきたリソースを踏まえるなどして果敢に積極的に挑戦している国立大学もあるわけでありまして、こういうものを他大学も参考にしたらどうかという提言でもあります。

文科省としては、新時代の大学教育の形や組織の在り方について大学には英知を絞ってほしいと考えており、このままではグローバル化社会の中で地盤沈下をしてしまうのではないかと、社会の新たな時代を見据えた改革に国立大学もしっかり取り組んでほしいということでありまして、取り消すつもりは全くございません。

○神本美恵子君 社会的要請がこうだあだといふことで今長々と御説明がございましたけれども、さつき申し上げましたように、運営費交付金とい

う配分権を握っている文科省からそのように細々としたことを各大学に通知をするということは、これは大学の自治や学問研究の自由を侵害するものではないかというふうに私は思います。

国立大学法人化のときにこの文教委員会でもたぐさんの審議をして、二十三項目にわたる附帯決議を付けております。その第一番目に、学問の自由、憲法で保障されている学問の自由や大学の自治の理念を踏まえて、大学が自主的、自律的に運営ができるように大学が法人化されても確保するようにという附帯決議を委員会として付けておりましたけれども、それを逸脱するものであり、私はこれは取り消すべきだということを意見として申し上げておきたいと思えます。

今日一番お聞きしたいことはこれから入りたいと思えますけれども、この間、衆議院、参議院の安保特の中で安全保障関連法案について議論されておりますけれども、その中で首相が再三のやじを飛ばしたり、それから答弁が防衛大臣と総理と食い違ったり、答弁が二転三転するというような中で、特にこの間、国民の声ということで様々な集会で表明されているその中に、徴兵制が導入されるのではないかと、これは戦争に駆り出されるのではないかと、これは戦争の中で、質疑の中で、これは憲法の意に反する苦役になるので徴兵制は導入しないと何度答えてもその声が消

えません。特に母親、若者たちのこの心配の声があります。

これは、いわゆる以前のような国民皆兵制度、徴兵制ではないけれども、経済的な徴兵制という形が取られるのではないかとというような懸念がございます。私もこの声に対しては非常に敏感に感じると思いますか、といいますのは、私が議員になる前は日本教職員組合、日教組というところの役員をしておりました。その前は学校現場で子供たちに向き合って平和教育、平和学習などもやって、その中で私が出会った詩がございます。ちょっと御紹介したいと思います。

「戦死せる教え児よ」、これは一九五二年一月、高知県の中学校の先生だと思えますが、が読まれた詩であります。

逝いて還らぬ教え児よ
私の手は血まみれた

君を縊ったその綱の
端を私も持っていた

しかも人の子の師の名において

嗚呼！

「お互にだまされていた」の言訳がなんでできるよう

慚愧、悔恨、懺悔を重ねても
それがなんの償いになろう
逝った君はもう還らない

今ぞ私は

汚濁の手をすすぎ

涙をはらって君の墓標に誓う

「繰り返さぬぞ絶対に！」

こういった戦前、教え子たちを戦争に駆り立てていったというその反省から、日本教職員組合は、二度と再び教え子を戦場に送らないというスローガンを合い言葉に今日まで至っておりますけれども、今回の安保関連法案の中で、母親たちや若者たちが戦争に駆り出されるのではないかと、徴兵で引つ張られていくのではないかとというような不安を持つている。しかし、それは今の憲法下ではやらないと政府は答弁をしておりますけれども、これからもやられないのかというような問題意識から、今日は自衛隊の人材募集と学校の協力関係について質問をしたいと思います。

文科省の有識者会議、学生への経済的支援の在り方に関する検討会議における前原金一という経済同友会専務理事の発言がございました。奨学金の返済延滞の理由が仕事に就けないからだという議論から発生した発言であります。発言の中では警察、消防庁、防衛省というようなことをおっしゃっています、などでインタビューをやってもらえばいいという前原委員の意向を受けて、防衛省はそうした計画まで作成したということがこの間の審議の中でも明らかになっております。

そこで、文科大臣にお尋ねしたいと思いますが、学生への経済的支援の在り方に関する検討会議でこのような発言があった、そして防衛省は具体的な案まで作成した。この学生への経済的支援の在り方の中でこのような発言があったことについて、大臣はどのように受け止めていらつしやいますか。

○国務大臣（下村博文君） 神本委員が御指摘されたように、安倍総理も、徴兵制というのはこれは憲法違反であると、明確にあり得ないということとを申し上げているわけでありまして、また、今回の平和安保法制は戦争を抑止するための法案であるというふうに認識しております。

そして、御指摘の前原委員の発言であります、御指摘の検討会におきまして、なかなか就職できない若者の就職を改善することを目的に、例えば現業を有している警察庁や消防庁、防衛省などと連携してインターンシップを活用することができないかという御提案をいただいたものであるというふうに認識しております。

よく国会でも質問されましたが、その奨学金の延滞者への直接的な対策として発言されたものではないというふうに認識しております。

○神本美恵子君 奨学金の延滞者に対する支援としてこういった提言がされたという認識のところにとっても私は危惧を覚えます。

そこで、お伺いしたいんですけども、ちよつ

と角度が違いますが、最近インターネット上で、高校三年生の子供に自衛官募集のダイレクトメールが送られてきたということで、かなりネット上では、自分に送られてきたそのはがきをそのまま写真に撮って、ネット上では赤紙が来たと言った皆さんの高校生がそれを掲載しているのを、私も目にしましたし、知人からも聞きました。

防衛省にお聞きしますと、こうしたダイレクトメール送付することは随分前からやっていたというふうにお聞きをしました。

しかし、今、これだけ騒ぎになるのは、子供たちが安保関連法案を通じて、これは戦争法案ではないか、自分たちはこういった形で自衛隊に入れないか、自分たちがこういった形ではないかというふうな危機感を持っているのではないかというような危険感を持っているのではないかと思えますけれども、防衛省としては今回皆さんの、これまでと違う皆さんのダイレクトメールを送付されたんでしょうか。

○政府参考人（眞部朗君） 防衛省におきましては、例年でございますけれども、自衛官の募集の、主たる募集の対象者でございます高校三年生、これを中心といたしまして募集案内の送付等を行っているところでございます。

これ、例年、募集計画を、大体どれぐらいの人が必要になるかということを見越しまして、それに沿って募集予定人員といったものを出しまして、

それに沿って、今申し上げたような募集活動を行っているということでございます。今年特に増やしたとか、特にそういったことはないというふうな承知をいたしております。

○神本美恵子君 ということは、これまでもやってきたのに、今年ネット上でそういう学生たちが、高校生たちの話題が赤紙が来たというような意識が出てくるのは、ダイレクトメールの直接のやり方ではなく、やり方は変わっていないけれども、今のやっぱり国会での安保法案の審議が影響しているのではないかとこのように思います。

防衛白書には、第四章、防衛力を支える人的基盤の募集、採用に関わる項目の中に、学校説明会、学校関係者の理解というようなことが書かれております。

大臣にお伺いしたいんですけども、自衛隊のこうした人材募集に関して、文科省としては、文科省側としては、こうした学校側の協力体制についてどのような認識を持って臨んでいらつしやるのか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（下村博文君） 御指摘のように、防衛白書に学校関係者の理解と募集相談員などの協力を得ながらとある件につきまして、防衛省によると、自衛隊からの協力要請に基づき自衛隊の入隊に係る学校説明会を実施しており、その開催に当たっての協力等を得ていることから、当該記述

を行ったとでございます。

なお、キャリア教育や就職支援の観点から、生徒などが自衛隊を含め、様々な職業への理解を得られるよう、学校と関係機関が連携していくことは有意義であるというふうに考えております。

○神本美恵子君 今日、内閣官房の人事局おいでいただいておりますが、ほかの国家公務員、自衛隊、防衛省以外の人材募集について、このようなやり方で地方自体、学校関係者と協力するよ

うな法律があるのでしうか。
○政府参考人（川淵幹児君） お答え申し上げます。

国家公務員の人材確保に関しましては、学生に公務への関心を持っていただくということのために、内閣人事局あるいは各府省等から大学に対して、公務の仕事の魅力を伝えるための説明会の実施、あるいは採用に関するパンフレットの配付等について協力をお願いしているところでございます。

これらにつきましては、学生の進路選択に有用な情報を提供するものであると考えておりまして、これらは各大学の自発的な協力を元に行っているところでございます。

○神本美恵子君 法律はあるんでしょうか。

○政府参考人（川淵幹児君） 私ども、職員の使用を行う任命権者としての各府省、あるいはそれ

を束ねる立場の内閣人事局、あるいはその採用試験を実施する立場、これは人事院でございますけれども、そういった立場からの一環として行われるものというふうに認識しております。

○神本美恵子君 法律があるのはこの自衛隊、自衛官募集に対しては自衛隊法で協力することが自治体や学校に求められているということで、ほかの公務員にはないということだというふうに受け止めました。

実は、これが経済的徴兵制ということで、奨学金と結び付いたことで私が大変危惧いたしますのは、この間、調べていますと、アメリカで、アメリカはもちろん徴兵制ではございません、志願制ですけれども、二〇〇二年、いわゆる九・一一テロの後だと思えますけれども、アメリカで成立した、日本で訳されているのは、落ちこぼれゼロ法という法律がございます。この落ちこぼれゼロ法というのは、教育改革の一環として打ち出された法律でございます。

この法律の中に、公立高校は、生徒の氏名、住所、電話番号といった、もつと言いますと、それだけではなくて、いわゆる日本という四情報だけではなくて、親の年収及び職業、市民権の有無、移民が多いですから、市民権の有無、それから生徒の携帯番号、こういった個人情報、保護者が拒否しない限り軍に提供することが義務付けられ

たのがこの落ちこぼれゼロ法でございます。

それだけではもちろんないんですけども、落ちこぼれゼロ法というのはそもそも、アメリカで学力が低下した、だから学力テストを全国で一斉にするということを義務付ける、それから成績の良い学校にはボーナスをあげて、悪い学校は教師を降格したり助成金を削減したり全額カットで廃校にするというような強烈的な競争システムがまず導入された。しかし、本来の目的は、先ほど言いましたように、個人情報をも提供するということだということに言われております。

このゼロ法に基づいて、軍のリクルーターはその情報に基づいてしるぎを削って、軍のリクルーターですね、ごめんなさい、リクルーターにもノルマがありますので、それを達成できなければ自分が前線に送られるというようなシステムになっているということをお聞きしております。

この学生をリクルーターするという様相は、自衛隊の地方協力本部それぞれが様々な工夫の下でリクルート活動、現在はダイレクトメールが中心ではありますけれども、半ば半強制的なリクルートにつながっていくのではないかと、そういう懸念が広がっているというのが今日の日本にも、いわゆる徴兵制ではないけれども、奨学金あるいは職、無職であるから職に就くというようなことでのリクルートにつながっていくのではないかと

いうような懸念が広がっておりますけれども、こういうことにつながっていくような協力を文科省は行うつもりはないというふうに思っております。よろしいでしょうか、大臣にお伺いします。

○国務大臣（下村博文君） 文科省では、今御指摘のアメリカの落ちこぼれゼロ法、そのような法律を制定することは考えておりません。

○神本美恵子君 これは昨日ふとこのことで思っただんですが、日本では今、四情報ですね、氏名、住所、四つですね、四つの情報が提供されるようになっておりますけれども、高校授業料無償化が所得制限が掛かったことで、子供の親の所得、申請するときにはそれを学校に出さなければいけないというような状況になっていまして、もちろん守秘義務が掛かっておりますけれども、学校が一部の生徒の所得を今把握しているということについて、こういった現実があることも私は非常に懸念を持っております。

こういった懸念に対して、先ほどから繰り返しおっしゃっていますけれども、政府としては、今は、憲法があるから、十八条、十三条に基づいて徴兵制はあり得ないというような答弁をなさっておりますけれども、これまで様々な答弁の中で、あるいは集団的自衛権はこれまで憲法では認められなかったのを閣議決定でこれを認められるような法案を今出しているというような、そのときの

政権の政策の取り方によっては憲法すら乗り越えてしまいますか、無視して政策が取られるということに対して、私は、教育が、冒頭紹介しました詩のように、教育が戦争に加担させられるような、そういったことにつながることに対しては、断固として私はこれは認められないということを文科大臣にもしっかりと認識をしていただいて、教育が戦争に加担するようなことにならないようにということをお願いいたします。

○寺田典城君 維新の寺田典城です。よろしくお願ひします。
ちよつと心配で質問させていただきましたけれども、先ほど下村大臣は、この安保法制によって戦争の抑止力になるというような割り切り方の答弁しておりました。それはおかしじやないかなと思っておりますよ。例えば、軍事力拡大では一定の戦争の抑止力にはなるとも思いますけれども、安保法制が即戦争の抑止力って、かえって複雑になったり何になつたりする可能性だつてあるし、それで、今よく中国なんかの台頭だとかというんで、あそここの国は十二億以上の民がおつて二十六兆円近い軍事費も持っていますから、なぜそれが何だかんだで抑止力につながるかという割り切り方では文部大臣務まらないと思えますから、その辺どう考えますか。教えてください。

○国務大臣（下村博文君） これは安保法制の委員会で議論することでもあると思えますが、私はこの平和安保法案というのは、日本が戦争しない、あるいはさせないと、そういう意味での抑止力になる法案の一つであるというふうに認識しております。

○寺田典城君 真逆の考え方なざる方なんです、文科大臣としての責任の重さというのは、そういう点ではよく発言は注意していただきたいと思ひます。それでは、本題に移らせていただきたいと思ひます。

びっくりしているんですよ、今の国立競技場、二転三転しております。こんなに借金一千兆円も近くあつて、一体税金の使い方というかお金の使い方というのはどう思っているらっしゃるか。文部省の体質じやないのかなと思ひます。当初、二〇一二年には千三百億でコンペをやつた。そして、三千億超えるとか幾らだとかつて、今千五百五十億で一応収めたような形なんです、今までの、何というんですか、こういう体質について大臣はどう思っているらっしゃいますか。

○国務大臣（下村博文君） この国立競技場の建設費に係る問題についての御批判は謙虚に受け止めたいと思ひます。国立競技場の建設費がいろいろな経緯があつたことについて、現在、文部科